

平成30事業年度

日本投資者保護基金決算書

(財務諸表)

令和元年6月

日本投資者保護基金

目 次

1. 一 般 勘 定	
貸借対照表	1
財産目録	2
損益計算書	4
2. 投資者保護資金勘定	
貸借対照表	5
財産目録	6
損益計算書	8
3. 重要な会計方針等	9
4. そ の 他	
訴 訟	9

1. 一般勘定

平成30事業年度 貸借対照表

平成31年3月31日現在

資産の部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
(流動資産)	674,905,480	(流動負債)	2,004,098
現金・預金	173,903,519	預り金	2,004,098
有価証券	499,913,296		
未収収益	1,088,665		
(固定資産)	57,006,495	(固定負債)	32,333,000
有形固定資産		役員退職給与引当金	32,333,000
建物	7,980,993		
器具備品	2,317,532		
無形固定資産			
電話加入権	74,970		
投資その他の資産			
保証金	14,300,000		
退職給与引当預金	32,333,000		
		(負債合計)	34,337,098
		(純資産)	
		会員加入金	614,500,000
		剰余金	83,074,877
		準備金	96,273,365
		当期損失金	13,198,488
		(純資産合計)	697,574,877
資産合計	731,911,975	負債・純資産合計	731,911,975

(注) 減価償却累計額 10,950,646円

平成30事業年度 財産目録

平成31年3月31日現在

資産の部		
科 目	金 額	
		円
(流動資産)		
現金・預金	173,903,519	
現金	(500,000)	
預金		
普通預金	(173,403,519)	
普通預金 みずほ銀行 兜町証券営業部	(173,403,519)	
有価証券	499,913,296	
利付国債 額面 300,000,000円	(300,000,000)	
政府保証債 額面 200,000,000円	(199,913,296)	
未収収益(債券未収利子)	1,088,665	
流動資産合計	674,905,480	
(固定資産)		
有形固定資産		
建 物	7,980,993	
建 物	(750,891)	
建物付属設備	(7,230,102)	
器具備品	2,317,532	
備 品	(2,317,532)	
無形固定資産		
電話加入権	74,970	
投資その他の資産		
保 証 金	14,300,000	
敷 金	(14,300,000)	
退職給与引当預金	32,333,000	
普通預金 みずほ銀行(退職給与引当金口)	(32,333,000)	
固定資産合計	57,006,495	
資産合計	731,911,975	

負債の部	
科 目	金 額
	円
(流動負債)	
預り金(源泉所得税等)	1,997,854
預り金(雇用保険料)	6,244
流動負債合計	2,004,098
(固定負債)	
役員退職給与引当金	32,333,000
固定負債合計	32,333,000
負債合計	34,337,098
(純資産)	
会員加入金	614,500,000
剰余金	83,074,877
準備金	(96,273,365)
当期損失金	(13,198,488)
正味財産	697,574,877

平成30事業年度 損益計算書

自 平成30年 4月 1日

至 平成31年 3月31日

費用の部		収益の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
経常費用		経常収益	
一般管理費	155,236,060	会費収入	135,607,576
		資産運用収入	6,429,996
		当期損失金	13,198,488
合 計	155,236,060	合 計	155,236,060

(注) 1. 一般管理費には、平成30事業年度減価償却費1,267,044円を含む。

2. 当期損失金13,198,488円は、金融商品取引法第79条の71第2項の規定により、準備金を減額して整理する。

2. 投資者保護資金勘定

平成30事業年度 貸借対照表

平成31年3月31日現在

資産の部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
(流動資産)	413,334,034	(流動負債)	1,077,040
現金・預金	362,941,804	預り金	1,077,040
未収収益	50,392,230		
(固定資産)	57,914,941,346	(固定負債)	57,914,941,346
投資その他の資産		特定借入金	9,801,155,300
投資者保護資産	57,914,941,346	特別法上の引当金等	
現金・預金	20,009,990,286	投資者保護資金	
有価証券	37,904,951,060	投資者保護資産見返	48,113,786,046
		(負債合計)	57,916,018,386
		(純資産)	
		剰余金	412,256,994
		当期利益金	412,256,994
		(純資産合計)	412,256,994
資産合計	58,328,275,380	負債・純資産合計	58,328,275,380

平成30事業年度 財産目録

平成31年3月31日現在

資産の部		
科 目	金 額	
		円
(流動資産)		
現金・預金	362,941,804	
預 金		
普通預金	(362,941,804)	
普通預金 みずほ銀行 兜町証券営業部	(362,808,764)	
普通預金 みずほ銀行 兜町証券営業部 (丸大証券株式会社信託管理人口)	(133,040)	
未 収 収 益 (債券未収利子)	50,392,230	
流動資産合計	413,334,034	
(固定資産)		
投資その他の資産		
投資者保護資産	57,914,941,346	
現金・預金	20,009,990,286	
預 金		
普通預金	(20,009,990,286)	
普通預金 みずほ銀行 兜町証券営業部	(7,209,990,286)	
普通預金 三菱UFJ銀行 日本橋支店	(6,400,000,000)	
普通預金 三井住友銀行 東京中央支店	(6,400,000,000)	
有価証券	37,904,951,060	
利付国債 額面 34,800,000,000円	(34,805,137,060)	
政府保証債 額面 3,100,000,000円	(3,099,814,000)	
固定資産合計	57,914,941,346	
資産合計	58,328,275,380	

負債の部	
科 目	金 額
(流動負債)	円
預り金 (丸大証券株式会社信託管理人口)	(133,040)
預り金 (源泉所得税)	(944,000)
流動負債合計	1,077,040
(固定負債)	
特定借入金	9,801,155,300
大和証券	(4,874,495,300)
SMB C日興証券	(4,926,660,000)
特別法上の引当金等	
投資者保護資金	
投資者保護資産見返	48,113,786,046
固定負債合計	57,914,941,346
負債合計	57,916,018,386
(純資産)	
剰余金	412,256,994
当期利益金	(412,256,994)
正味財産	412,256,994

平成30事業年度 損益計算書

自 平成30年 4月 1日

至 平成31年 3月31日

費用の部		収益の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
経常費用		経常収益	
一般管理費	16,920,516	資産運用収入	429,177,510
当期利益金	412,256,994		
合 計	429,177,510	合 計	429,177,510

(注) 当期利益金412,256,994円は、金融商品取引法第79条の71第1項及び第2項の規定により、準備金として整理し、翌期に投資者保護資金へ繰り入れる。

3. 重要な会計方針等

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は移動平均法による原価法を採用している。ただし、中・長期債券は移動平均法による償却原価法を採用している。

(2) 固定資産の減価償却方法

定額法を採用している。

(3) 役職員退職給与引当金の計上基準

役職員の退職金の支給に備えるため、期末要支給額を基準として計上している。

4. その他

重要な訴訟事件等の発生

アーツ証券株式会社が募集・販売した診療報酬債権証券化商品（レセプト債）を購入した顧客計 101 名が、アーツ証券と発行会社等との資本関係、人的関係などからこれら会社を「アーツ証券グループ」と評価した上で、既発債の元本償還・利払い不足や海外不動産への投資などに流用されることを知りつつ、アーツ証券におけるレセプト債の発行・募集によって当該顧客から預託された金銭がグループ内で流用されており、分別管理義務違反が認められると主張し、当基金に対して補償金請求訴訟を提起した。

本件訴訟で当基金が万一敗訴した場合の主たる財産的負担は請求金額計 5 億 7,287 万 7,633 円と年 5 分の遅延損害金である。また、訴訟遂行に要する弁護士費用及びその他の調査費用として今事業年度に 1,692 万 516 円を支出しており、今後審級ごとに請求金額に応じた着手金や当基金の勝訴が確定した場合には勝訴金額に応じた報酬金、その他の各種費用が発生することが予想される。

代理人弁護士によれば、関係証拠その他の資料の十分な検討が必要であること、本件訴訟の帰趨は関係法令の解釈に密接に関連することなどから、本件訴訟の今後の見通しについては全く不明であるとのことである。